

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越前市長 山田 賢一

市町村名 (市町村コード)	越前市 (182095)	
地域名 (地域内農業集落名)	岡本地区 不老、大滝、岩本、千原、新在家、定友、杉尾、轟井、島、長五、大平、八石、中印、別印、南坂下	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者の市外転出や、農業経営者の高齢化により耕作者が減少している。
農業従事者が少ないため、荒地や遊休地が増加。また、草刈・獣害対策等にも時間と手間がかかる。
農業用機械が高価であることと、何年続けられるか分からないことから、一部作業の委託を非農家へお願いしている状況がある。(部分作業の委託であるため集積率にあがってこない)
1枚の水田面積が平均して1反以下であるため、大型機械を使用して農業している人に委託すると敬遠される。
集落営農をするには、まとめても経営面積が小さい。また、組織のリーダーとなる人物がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田を再整備をし、圃場区画を広くする。(地元負担なしでできる場合)
水の細いところは、水田から麦等の転作に切り替える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作条件の悪い区域については保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
所有農地を耕作することに執着せずに、耕作者同士で話し合い、耕作地を一箇所にまとめることで、営農効率を上げる。また、まとめて耕作をしておくことで、地区内外の担い手や新規就農者が耕作しやすい環境をつくる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。農地中間管理機構への貸付ができるように、未相続の農地については、早期の相続手続きを推進する。(相続を先延ばしにすればするほど貸付手続きが難しくなるため)
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手及び地域のニーズを踏まえ、段階的に基盤整備を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
獣害対策や官地・畦の草刈等を集落で徹底して行うことで、担い手が入りやすい環境を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払交付金を活用し、草刈等を集落内で協力して行い、官地や畦の管理をする。